

# 保存版

平成30年6月11日

保護者様

京都市立明徳小学校  
校長 岡本 雅文

## 特別警報・台風・地震等に対する非常措置についてのお知らせ

京都市【(京都・亀岡) (京都府南部) と表示される場合もあります】に『特別警報』・『暴風警報』・『震度5弱以上』の地震が発生した時は下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ等の報道に注意してください。その他の警報につき非常措置の場合は、ホームページやPTAメール配信等でお知らせします。

記

### ※ 登校前に発令された場合

#### 1 『特別警報』が発令された場合

解除されるまでは命を守る行動を取ることを前提とし、登校を見合わせ自宅待機させてください。

- 「特別警報」が解除された場合については、下記のような措置を取ります。

・午前0時までに解除になった場合	5校時（午後1時55分）より始業（給食は中止）
・午前0時現在、特別警報発令中場合	臨時休業

#### 2 『暴風警報』が発令された場合

- 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- 「暴風警報」が解除された場合については、下記のような措置を取ります。

・午前7時までに解除になった場合	平常授業
・午前9時までに解除になった場合	3校時（午前10時50分）より始業
・午前11時までに解除になった場合	5校時（午後1時55分）より始業（給食は中止）
・午前11時現在で暴風警報が発令されている場合	臨時休業

#### 3 『震度5弱以上』の地震が発生した場合

- 次の登校日を臨時休業とします。

・下校後、深夜0時までに発生した場合	翌日
・深夜0時以降、登校までに発生した場合	当日

- 『震度5弱以上』の地震が、休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ、PTAメール配信、校門前掲示等で授業を実施する旨を連絡します。
- 臨時休業とした場合の登校再開日は、学校及び近隣の被災状況を確認し、ホームページ、PTAメール配信、校門前掲示等で連絡します。

### ※ 在校中に発令された場合

- 直ちに臨時休業とします。
- ただし、下校の安全が確認できるまでは、原則として児童を学校に留め置きます。
- その後、帰宅させるか学校に留め置くかは、保護者への引き渡し方法もふまえ、適切な状況判断により決定し、ホームページやPTAメール配信等でお知らせします。
- \* 区域外通学している場合は、町別で集団下校できませんので、保護者の方のお迎えをお願いします。
- \* 緊急連絡先については常に最新のものを担任にお知らせください。（携帯電話が変更されて連絡ができないことがあります。）
- \* 放課後まなび教室も同様に臨時休講となります。
- \* 学校が外部との連絡ができなくなりますので、電話でのお問い合わせは、できる限りご遠慮いただきますようご協力をよろしく願いします。